

① 著作権登録制度

著作権は、著作物を創作した時点で発生し、権利を発生させるために登録は必要ありません。

(1) 登録の内容

手続	内容	印紙代
実名の登録	無名又は変名で公表された著作物について、著作者の実名を登録できます。 無名又は変名の著作物は、保護期間が公表後70年ですが、実名の著作物は、著作者の死後70年になります。	9,000円
第一発行年月日の登録	著作物が最初に発行された年月日を登録できます。	3,000円
創作年月日の登録	プログラムの著作物が創作された年月日を登録できます。	3,000円+ 47,100円
著作権の移転の登録	著作権を譲渡した場合、権利の変動について登録できます。 譲渡契約の締結により、当事者間でその効力は発生していますが、登録しないと第三者に対抗することができません。	18,000円
著作隣接権の移転の登録	著作隣接権(実演、レコード、放送、有線放送)を譲渡した場合、権利の変動について登録できます。	9,000円
出版権の設定の登録	出版権(著作物の複製して頒布)を設定した場合、それについて登録できます。	30,000円
登録の抹消	著作権の登録を抹消することができます。	1,000円

※ 代理人に依頼する場合は、別途、手数料が掛かります。

(2) プログラムの著作物の登録

プログラム以外の著作物については、文化庁で登録を行っていますが、プログラムの著作物については、一般財団法人ソフトウェア情報センターで登録を行っています。

プログラムの複製物は、一度だけ書き込みが出来る光ディスク(CD-RやDVD-R)に、ソースコードをテキストファイル形式で格納すれば良いです。

プログラムの著作物の場合、登録免許税3,000円(収入印紙)のほかに、ソフトウェア情報センターの登録手数料47,100円が必要となります。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp